

議案第104号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日 原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例（昭和63年三朝町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(基金の額) 第2条 基金の額は <u>3,500万円以内</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は <u>7,000万円</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。